

広報 やさと

平成2年 6 月号
No.420 毎月15日発行

●発行／八郷町役場 ●所在地／茨城県新治郡八郷町柿岡2009の3 〒315-01 ●編集／広報課 ☎02994(3)1111 内線116番



“やさと納豆”売れ行き好調

八郷町農協で、昨年10月から始まった“納豆”の生産が、順調に伸びています。

納豆の製造加工は、生協との取り組みから始まったのですが、本年2月からの出荷量は537,810ケース（1ケース2食入・5月31日現在）と目標を上回る生産を続けており、最近は、テレビなどマスコミでも取り上げられたことから、個人消費者からの問い合わせや注文が殺到しています。農協では、原料に地元産の大豆を使用しており、外国産に比べ高タンパク、低脂肪、低農薬であることが人気の原因といい、出荷量の90%は生協へ、残りが経済連・一般消費者に向けられています。

主 な 内 容

- 雑排水を流すと使用料が——……………2～8P
- 町長さんこんにちは……………9P
- 社教のひろば、専門医にきく……………10～11P
- みんなの広場「文芸・クイズほか」……………12～13P
- まちの話題・できごと……………14～15P
- ようこそ八郷の仲間、園芸教室……………16P

◇町の人口（6月1日現在） 男14,623人 女14,966人 計29,589人（前月比－10） 世帯数7,016世帯（前月比＋13）

このほど、石岡台地土地改良区の総代会で、「施設使用規程」というのが議決され、四月一日から施行になりました。

その内容は、土地改良区の管理する施設に電柱や広告などの看板を立てる場合、また、ゴルフ場・工場・宅地造成などの開発行為を行い、改良区内の排水路に雑排水を流す場合には、使用料を取りますというものです。しかし、排水路は公共の施設です。これに雑排水を流すと使用料を取られるというのは、ちよつと気になる話です。そこで今月は、この「施設使用規程」を取り上げ、石岡台地土地改良区の大山事務局長と指導機関である土浦土地改良事務所の根岸用地管理課長に、規程の内容や法的な裏付けについてお伺いいたしました。（聞き手・広報課石井）

雑排水を流すと使用料が…

石岡台地土地改良区が施設使用規程を議決

農家が負担して造った施設ですから
応分の使用料をいただいて……………

●石岡台地土地改良区 大山事務局長

石井 石岡台地の土地改良事業もほぼ終わつたようですが、始まってから何年かかったのですか。

大山事務局長 十九年になります。昭和四十五年から平成元年度までですから、あしかけ二十年ですね。

やろうとした事業は、玉里村の取水口から霞ヶ浦の水を汲み上げ、小川・

美野里・八郷を通って千代田村まで水を回す水路、それに、畑の整備です。

でも、現在は畑地整備の希望が非常に少ないので、それはやらなくて国営事業を一応終了させ、今度は県営より規模の小さい事業で畑の整備に対応して行くことになったんです。

石井 畑地のかんがい整備事業も国営

でやる予定だったんですか。

大山事務局長 そうです。ですから残っているのは、その畑の整備と畑へ水を持つて行く支線の用水路の工事が残っています。

石井 畑の整備は、今の農業情勢からいってなかなかむずかしいですね。そうしますと、受益面積は最終的にどのくらいになるのですか。

大山事務局長 水田が四千七百七十六ヘクタール、畑が三千二百ヘクタールになります。

石井 水田の面的な事業というのは、ほぼ終わったのですか。

大山事務局長 九十五パーセントぐらいまで完了しています。後は、もう管

石岡台地土地改良区

施設使用規程（抜粋）

第一条 定款第四条第一項の規定により本土地改良区の行う事業を害さない範囲で、土地改良施設（以下「施設」という）を他の目的に使用させる場合については法令、その他の定めのあるものを除きこの規程の定めるところによる。

第二条 この規程において施設とは次にあげるものをいう。

1、国営、県営、団体営、その他の事業により造成された施設で土地改良区が管理する施設全般をいう。

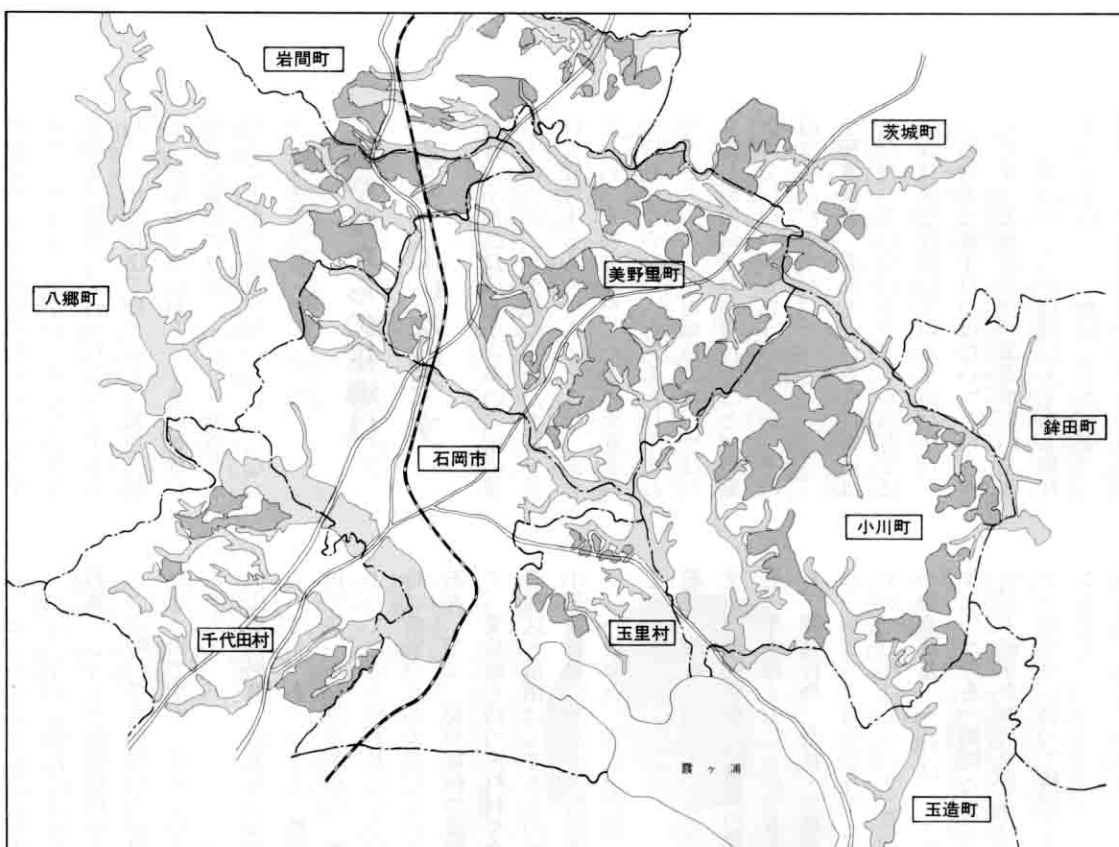
第三条 前条の施設を使用するときは下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 1 使用の目的
- 2 使用場所
- 3 使用期間
- 4 工期
- 5 使用方法に関する計画書
- 6 その他必要な事項
- 7 添付図面

（以下略）

第四条 施設の使用を承認したときは当該施設を使用する者から（以下「使用者」という）施設の使用目的等にあわせて使用料を徴収する。

ただし、次の各号に該当するときは使用料を減免することができる。



石岡台地土地改良区の受益地 (■ 水田、■ 畑)

理だけです。
石井 本題に入りますが、三月十日の総代会で改良区の施設使用規程というのが決まったそうですね。
大山事務局長 はい決まりました。

石井 町内の改良区では、まだこうした使用規程は作られていないようですが、どういふ背景で作られたのですか。
大山事務局長 改良区内の施設は、農家の人が土地やお金を負担して造った



大山事務局長

ものですから、そこに広告物などの看板を立てたり、開発行為などで排水を流され、万が一かも知れないが、大雨などで水路が壊されたのでは農家の方が大変です。それに流量なども多くなると思いますので、柵欄など構造物の

耐用年数も変わってきます。ですから、そうした場合には、施設の使用料として応分の負担をしていただくということなんです。

石井 こういうことはいつ頃から検討されていたのですか。

大山事務局長 特別委員会で作ったのは、去年の四月です。

石井 敷地に看板を立てる場合に使用料をもらうというのは、特に問題はないと思いますが、河川や水路は公共の施設（建設省の轄造）だと思ふのですが、使用料を取っても良いという法的な根拠はあるのですか。

小田倉事業推進課長 改良区内の水路は、改良区名義で登記しない限り、建設省の名義になります。ただし、事業で造った水路の中の柵欄などを管理するのは、投資した受益者です。壊れたら直すのも受益者です。建設省や県

1、国・県又は土地改良区の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき。
2、理事会において減免を議決したとき。

第五条 施設の使用期間は、五カ年を越えることができない。

ただし、使用期間満了後なお継続して使用するときは、期間満了一カ月前に継続使用申請書を第二条の要領により提出し承認を受けなければならない。

第九条 この規程に定めのない事項及び使用料は、その都度理事長が決定する。

第十条 第四条及び第五条により承認したときは、別に定める金額を使用料として徴収する。

第十一条 使用料は次の区分により承認書交付時にこれを前納する。

1、使用期間一年以上のものはその年の四月より翌年三月に至る一カ年分又は承認期間内（五カ年分）年度途中において承認をうけたものはその承認のあった日から月割りをもって起算する。

2、使用期間一カ年未満のものは、月割りをもって計算する。

第十二条 会社、工場並びにこれに類する目的とする、敷地及び宅地造成地等の排水については、水路使用料として別に定める金額を納付する。

*

（使用料の徴収内規は次ページに掲載）

町が管理してくれるのならいいんですけど、そうはいかない。そんな小さな水路まで管理してられないですからね。土地改良法では、五十六条の二項で「関係事業者に対し……その管理に要する費用の分担……につき協議を求めることができる」ということになっているんです。

国や県からの指導は もらっていないです

石井 土地改良法五十六条の二項の後のほうに、「土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意を得なければならぬ」とあるわけですね。ですから、こうした場合には、やはり文書とか何かで取り交わすことが必要なのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

小田倉課長 委託を受ける受けはないはまだやっていないです。うちの方では「改良区で管理している水路だから、うちの方で直すほかはない」という考えです。土地改良法の条文からいくと、この辺はいくらか疑問はあるかも知れないですね。……検討してみます。

石井 この使用規程を設けるにあたって、国や県から指導はもらったのですか。

小田倉課長 指導はもらってないです。改良区で内容をつめて、総代会に諮り決めました。四月一日から施行ですか。

ら、こういうように決まりましたというの、今から報告には行きます。

石井 こうした使用規程があると、この市町村でも開発行為が阻害されると思うのですが、そうしたものに對する考えは。

大山事務局長 阻害ということはないです。あくまでも、農家の人の負担で造った施設ですから、開発行為によったただで使われたんでは、壊れた時に農家の人が大変だという考えです。石井 では、使用規程の設置にあたって、受益地を持つ市町村や傘下の維持管理区と協議はしてあるのですか。

小田倉課長 理事会の特別委員会を検討し、理事会、総代会に諮って決めました。

石井 規程の内容についてお聞きしますが、規程の中に「施設の使用期間は、五カ年を越えることができない」とあり、開発行為、会社・工場等の場合には、別表で「打ち切り」とされていますが、これはどういうことですか。

小田倉課長 これは、とりあえず五年というのを一期間として、五年目に更新手続きを取ってもらい、その時にまた理事会に諮って検討しますということですね。

石井 すると、一回限りということじゃないんですか。

小田倉課長 更新前の五年間は、一回で打ち切りということですね。

石井 そうすると、五年間のみの使用料ということですか。

小田倉課長 そうです。五年間を過ぎ、更新をする時に理事会を開き、その時に「会社なんかは永久にあるのだから、そのまま使用料を取らないで更新しよう」と決まれば、使用料なしで更新します。下流の水路に何の被害も及ぼさないようであればね。

石井 事務局の考えとしては、被害がなければそのままでもいいという考えなんです。

小田倉課長 はい。会社や工場なんかは、特に地域の活性化に結びつくものですから、施設の仕様、放流状況、その他万全であれば、使用料なしでまた更新します。

使用料100円/㎡の根拠は 工事中の被害も考えて

石井 使用料の㎡当たり百円というのは、どういう根拠に基づいて算出されているのですか。

小田倉課長 これは改良区でいろいろ検討して算出したんですが、石岡台地の管内には、ほとんど一級河川が流れているんです。巴川、恋瀬川、園部川、天の川……とかね。そうしますと、開発行為をしようとする場所から大体五十メートルから二百メートルくらいでほとんどこうした一級河川に入ってしまうんです。平均で百メートルですね。

それから、うちの方の水路は、開発のことまで計算した水路は造ってありません。みんな周りは畑や山林、それ

石岡台地土地改良区

施設使用料の徴収内規(抜粋)

第二章 使用料の額は別表のとおりとする。

(別表) 使用料

種 類	金 額
敷 地	東電、NTT等については公共通信法による額
鉄塔、電柱	年、10,000円/㎡以上(広告面積)
線下、軌道	年、3,000円/㎡以上(占用面積)
広 告 物	
建 築 物	
道水路	
雨水処理水	打ち切り 100円/㎡以上(開発地積)
開 発 行 為 等	
雨水処理水	
会社、工場等	打ち切り 100円/㎡以上(開発地積)

② 一万㎡以下については、理事長の専決による。一万㎡以上については、理事会において議決する。
※地区除外決裁金の取り扱い方

① 国営事業の決裁金

一八、三三三円/一〇a

② 国営基幹の管理費(二〇二年)
四二、〇〇〇円/一〇a

③ 末端施設の管理費(二〇二年)
一〇〇、〇〇〇円/一〇a
① 一八、三三三円→改良区

に原野なんかで流量が計算してあります。それが、開発が行われまうと、そのところから流れる水は倍近くの水量になります。まあ、開発行為をやる人は、調整池なんかを造って流すことになると思うんですが、いっどんな大雨が来て水路が壊されるとも限りません。それに、流量が多くなったりすると、柵欄などの耐用年数なんかも変わってきます。

ゴルフ場や工場なんかを造成している間は、雨水ばかりでなく土砂なんかも流れてきます。そうした土砂なんかが流れ込んだ場合は、水路の土砂払いもやらなければなりません。使用料は、こうした大雨や工事の時の被害、それから、普段の水路の掃除、これも改良区では年に二回くらい行いますから、額はいろいろ検討して決めたつもりなんです。おかしなところがあれば、さらに検討して行きます。それから、この使用料は、一ヘクタールの開発ということ、基準に計算しています。

個人の人が家を建てて

雑排水を流す時は……

石井 すると、使用料の額は、だいぶ細かなところまで計算して出したんですね。

小田倉課長 でも、水路の掃除が何人手間とか、一日の賃金がいくらでとか、そんなところまではやっていないです。

石井 別表に開発行為等による使用料が当たり百円は、改良区五十円、地元五十円と表示されていますが、これは、大山事務局長 これは当たり百円を取ったら、その内五十円は国営基幹の管理費や施設の補修その他に充て、残りは地元の管理委員会が水路の管理に充ててもらうということです。

石井 個人で改良区の受益地の周りに家を建て、生活雑排水を流す場合も該当するわけですか。



小田倉課長

小田倉課長 台地の管内には八十地区の維持管理委員会というのがあるんですが、この委員会と協議して処理して行きたいと思っています。

石井 開発行為で水を流す場合、流す管理区の下にもう一つの管理区があるときは、両地区で徴収することになるのですか。

小田倉課長 一級河川までに二つの管理区があれば、両方意見はもらいます。でも、徴収は一件として、地元の管理費五十円を二つの管理区で面積により案分します。

石井 改良区の区域内に一級河川があり、そこへ県道や町道のU字溝、また

は、暗渠というような方法で排水を流す場合でも、使用料を徴収することになるのですか。

小田倉課長 うちの方の施設を使わない場合には取りません。

石井 区域内を買収して水路を独自に造るという場合も取らないということですね。

小田倉課長 はい。取れないですね。

石井 使用料は、三十年分を前払いで徴収するという話を聞きましたが。

小田倉課長 そういうことはないです。規程の中にあるように、五年ということになります。

それは、地区除外の話ですか。地区除外の場合には、二十年間分の施設の管理費をもらうということになっていきます。うちの方では、田んぼとか畑の予定で施設を全部造ってしまいましたからね。今度は、田んぼや畑を宅地にするということになりますと、残った人たちがその分の負担をするということになってしまいますので、その時には二十年分の管理費をもらいますよということなんです。

石井 これも工事費が十アル当たりどの位かかっている、ということを出して計算した額なんですね。

小田倉課長 そうです。

石井 最後にありますが、今回こういうように使用規程ができましたが、今までにこういう考えのもとに対応した所は……。

小田倉課長 ありません。(了)

②四二、〇〇〇円→改良区
③一〇〇、〇〇〇円→改良区五〇% 地元五〇%

※施設使用料の取り扱い方

①開発行為等による使用料(打ち切り)

一〇〇円/㎡
一〇〇円を徴収し改良区五〇円、地元五〇円とする。

土地改良法(抜粋)

(土地改良区の協議請求)

第五十六条 土地改良区は、農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設(土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む)が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設(以下この項及び次項において「他用途施設」という)の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至った場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該

法的にも何ら違法性はありません でも、問題は金額ですね……

● 土浦土地改良事務所 根岸用地管理課長

石井 石岡台地土地改良区が「施設使用規程」というのを作り、改良区内の排水路に雑排水を流したり、改良区の敷地に電柱や広告物を立てる場合には、

使用料を取ることになったのですが、ご存じですか。

根岸課長 この使用規程は、前の理事会の時に案文を見せてもらった記憶があります。

石井 電柱や広告物の場合は、別に差し支えないと思いますが、雑排水を流す場合、石岡台地のようには使用料を取っているところは、ほかにもあるのですか。

根岸課長 ございます。

管内の大きな改良区では、使用料徴収規程というのを作って、それに基づいて徴収しているようです。石井 こうしたことは、法的に問題はないのですか。

根岸課長 これは、定款にうたってあれば、法律的にも何ら違法性はございません。ただ、問題は金額ですね。

改良区内の排水路は、

あくまでも土地改良事業で造成した施設ですから……。国や県から補助金ももらっていますが、農家の人が土地やお金を負担して造った施設ですから、これは取るのが当然なんです。開発行為によって雑排水を流され、施設が損傷する恐れがあれば、それにかわるものとして金銭で補償してもらう。というか、徴収する。これは法的に何ら違法性はありません。

石井 土地改良法の五十六条がこの使用規程の根拠だと思うのですが、この条文二項の終わりのほうに「土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供する……場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる」とあります。すなわち、管理に要する費用は一部を負担してもらうことができるわけですが、施設はすでに出来上っているわけで、当然そうすると、負担してもらう額はこれからの管理の費用ということになると思うのですが、その辺はどうですか。

使用料の対象となるのは 施設の管理に要する費用

根岸課長 これはそのとおりです。

土地改良事業を起こす場合、すなわち事業認可を取るときには、土地改良事業で造成した施設を管理する人を必ず事前に定めなければなりません。で

土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあっては、その承認）を得なければならない。

（施設の管理）

第五十七条 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によって生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

（管理規程）

第五十七条の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち省令で定めるものを除く）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む）を行なう場合には、省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。

農業用水路の取扱いについて

建設大臣官房への照会と回答

照会（抜粋）

- 1、国所有にかかる農業用水路は建設省所管の国有財産か。
- 2、右については管理の権限および責任はいかなる団体（機関）にあるか。

すから、これはあくまでも土地改良法五十七条の二の管理規程というところ

で法的にしばられるわけです。土地改良法五十七条の二に「管理を行なう場合には……管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない」とありますね。このように、造成した施設を使用し管理するのは、改良区の定款にうたわれており、総代会の議決を得てあれば、使用料を徴収することは可能です。

石井 いずれにしても、使用料として徴収できるのは、雑排水を流そうとする施設の管理に要する費用ということになりますね。

根岸課長 そうです。継続して維持管理をして行くのに、現在のままでは耐えられない、五年・十年先には補修が必要になってくる。というように予測されれば、それにかかる費用は、どうしても事業者側に負担してもらわなければならない、ということになると思います。

道路や水路は国のもの

対象はあくまで構造物

石井 すると、八郷町の場合には、ほとんどの幹線排水路は土木事務所管理の一級河川か、準用河川が多いわけですが、使用料の対象となるのはこれらの河川に通じるまでの排水路ということですね。

根岸課長 そうです。あくまでも改良

区が造成した区間だけということになります。

石井 今は、開発行為などを行う場合、ゴルフ場や工場などいずれの場合でも、県で開発行為の許可をする時には、下流の水路に影響を及ぼさないように調整池を造り、流量を調整して流しなさい。水質も、当然農業などに使用して



根岸課長

も差し支えない水質に浄化して流しなさい。というような指導がされ、条件が付けられて許可されるということになっていると思うのですが、こうしたことを踏まえた時、この使用料、維持管理についてどう解釈しますか。

根岸課長 たとえばですね。その水路の処理能力のある水しか流さないといつても、いつどんな大雨がきて、その排水路ではさばききれないという事態が起きるかも知れませんね。だから、やっぱり流す分についての使用料は徴収すべきでしょうね。

石井 道路や水路は国のものですから、対象になるのはあくまでも構造物ということになりますね。

根岸課長 そういうことです。

石井 そうしますと、開発行為に対し

て同意をする時には、改良区と開発行為を行う者が実際に被害があった時にどうするかという取り決めがしてあれば、それで差し支えないように思うのですが。

根岸課長 改良区がそれで了解すれば差し支えないと思います。まあ、両者で完全な取り決めが契約書なりで締結してあればいいでしょうけど。いずれにしても、こういうのは時間が長いです。一年二年で壊れる施設ではないでしょうから……。やはり理事長さんが変わり、あるいは会社側の人間が変わりということになりますと、なかなか難しい問題じゃないでしょうか。

改良区の厳しい運営を考えますと、これからますますこういう問題が出てくるんじゃないかと思えますね。とにかく、改良区で造成した施設を利用しなければ、ほとんどこうした水なんか流せなくなってしまうからですね。

確認したいのは100円の根拠

ケースバイケースで対応を

石井 すると、あとは一㎡当たり百円という金額の問題になって来ますね。

根岸課長 十五カ町村土地改良区では、柵渠の大きさと、それによって流量を計算して百円という金額を決めたようですが、石岡台地さんは、それを叩き台にしてこれを決定したもようですね。

石井 十五カ町村土地改良区もやっぱり

3、右管理の権限および責任はいかなる法令にもとづくのか。

回答（二部略）

1、公図上、青線で表示されている水路の敷地は、次ぎに掲げるもの（①漁港管理者が管理するもの、②港湾管理者が管理するもの、③官有地特別処分規則第3条、道路法第90条第2項、下水道法第36条、の各規定により譲与されたもの、④用途廃止して大蔵省に引き継ぎされたもの）を除き、建設省所管の国有財産である。2、建設省所管の国有財産の管理については、国有財産法第9条第3項及び同法施行令第6条第2項の規定にもとずき、都道府県知事を建設省所管国有財産管理部長として、その管理権限を委任している。

この場合の管理権限の範囲は、国有の土地についての国有財産法に規定する事務の範囲、即ち財産管理にとどまり、水路の行政的管理については、それが一般公共の用に供されるものであるときは、地方自治法第2条第2項の規定により地方公共団体の固有事務として、原則として市町村（同条第4項の規定）がその行政区域内のものを管理する行政責務があり、また広域にわたるも、統一的な処理を必要とするもの等については、都道府県（同条第6項）の規定がその行政を行う責務があることとなると解している。

（昭51・1・12建設省東会発第27号）

り1㎡当たり百円なんです。

根岸課長 私どもの方でも、その百円が適当かどうかということになりますと、必ずしもそうだとはいい切れません。

石井 金銭的な根拠の問題も含め、この件に関し事務所でこれから指導する考えは。

根岸課長 そうですね。一応、こちら

● 結び

土地改良区は市町村の同意と 慎重な検討が必要では……

土地改良事業を行うと、一般的に維持管理規程というものが作られ、事業によって造られた施設を管理して行くこととなりますが、石岡台地の「施設使用規程」は、そうした改良区内の施設を第三者が利用する場合に対応して作られたものです。

当町では、こうした事例も今のところ少ないため、石岡台地以外いずれの改良区でもまだ作られていません。

石岡台地土地改良区の場合、水田の受益面積だけでも四千七百七十六ヘクタールと広く、区域も石岡、八郷、美野里、千代田、岩間など十カ市町村におよぶこと、それに国営で行われた石岡台地農業用水利事業も一応昨年度で終わり、いよいよ施設の維持管理に入ることから作られたものです。

しかし、土地改良事業で造られた農

で確認したいのは、1㎡当たり百円というこの根拠です。どうしても使用料として百円を取らなければその施設の維持管理ができないのかどうか。そのへんは指導して行きたいと思っています。

それから、これから先、そうした改良区の使用規程を作る場合には、どんなうちの方に相談に来て欲しいと思

います。何度も申し上げますように、最終的には、その使用する者と管理している改良区との話し合いで決定すべきものであつて、1㎡当たり五十円とか、百円と単一的に同一単価にするということはどうかと思います。場所によつて、排水路の大きさも長さもまちまちでしょうから、やはり、ケースバイケースで対応すべきだと思います。

の取扱いについて」というところを

ご覧ください。これを読むと、その水路が特に改良区の名義で登記されていない限り、建設省所管の国有財産であり、その管理者は、一般的に市町村である

な。改良区は、この費用の分担について関係事業者と協議する場合には、施設の管理を委託した者（市町村）の同意が必要となります。

業用の排水路といえども、この用地は建設省所管の国有財産となります。改良区名義の土地や敷地に電柱や看板を立てる場合は何の問題もありませんが、水路は公共の施設です。そこに雑排水を流すからといって、使用料を取つても差し支えないものでしょうか。

一方、土地改良法では、第五十七条及び五十七條の二項で、こうした土地改良事業で造られた「土地改良施設」については、改良区すなわちその受益者が管理して行くことを義務づけておりますが、しかし、これは地方自治法（第二条第四項）にうたわれた市町村の行政責務を土地改良区にゆだねるものではないと、これは、あくまでも多額の補助金を交付し、（もちろん改良区の受益者もたくさんのお金を出しております）造られた施設であり

地、施設使用規程を見ると、明確な使用料等の算出基礎がないこと、関係市町村と事務レベルでの協議がされていないこと、などを指摘することができ

そこで、このように広報紙で取り上げたわけですが、当の石岡台地土地改良区の大山事務局長と指導機関である土浦土地改良事務所の根岸用地管理課長の意見は、前に掲載のとおりです。

開発等が行われれば、その下流の改良区等受益者は、もちろんそれなりの影響を受けることとなります。住宅団地等が出来れば、浄化施設で処理された水ではありますがこれを使うことになり、ゴルフ場からの水が入れば、肥料や一部除草剤等の混じった水を使うことになります。でも、ここでの「使用料」は、こうした農家の負担に対する対価とは全く別の性格のものといえます。

当町にも十九の改良区があり、今後こうした事例が増えることになると思いますが、「使用規程」等の設置あたつては、改良区の慎重かつ十分な検討が必要と思われ

皆さんは、お二人の意見を聞いてどう思いましたか。

難しい問題ですが、では、ここで一つずつ整理してみましよう。

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

まず、改良区の農業用排水路は、この財産でだれが管理者か、という問題ですが、これは、前の「農業用水路

農業後継者にお嫁さんを

仲人さんに謝金を支給

農業後継者結婚対策協議会の平成二年度総会が五月八日、農村高齢者センターで行われ、元年度の事業報告や二年度の計画、予算などが決められました。

なお、同席上、長年、相談員さんとして活躍され、このほど退任された四名の相談員さんに感謝状が、また、平成元年度に婚姻の成立した後継者カップル七組に記念品が贈られました。

現在、不安定な農業情勢の中で、「農業後継者の定着を図るためには、良き配偶者の確保が必要」と、

同協議会では、二十九名の相談員さんが活動を続けています。毎月二十四日には、結婚相談所を開設したり、近隣市町村の相談員さんたちとの情報交換会を催したり、

また、農業後継者クラブの会員や独身女性を対象に、スキーツアーやボーリング大会などを実施したりしています。

仲人さんに謝金を支給

同協議会では、農業後継者カップルの仲人をされた一般の方に、成立謝金を支給しています。

謝金は、婚姻一件につき、夫婦で仲人をされた場合は

一万円、両家それぞれ別の仲人さんの場合は、一万円ずつ二万円が支給されます。対象となるのは、町内に住所があり、五十アール以上の農家の後継者であれば、勤めている方でも差し支えありません。

詳しくは、役場農業委員会事務局（☎内二四〇）へお問い合わせください。



平成元年度に結婚した農業後継者を代表して、謝辞を述べる大字柿岡の萩原さん

対話のページ

町長さんこんにちは

ご提案に
ご意見、ご
お答えし

(25)

ゴルフ場の 農業汚染対策は？

ゴルフ場で使われる農業の環境汚染が全国的に問題となつて

いる中で、広がる農業汚染には、常日頃不安を感じています。現在、各地でさまざまな取り組みがなされているようですが、

周辺の公共用水域に流れ込んだりして、知らず知らずの内に農作物が汚染されていたとしたら、それは恐ろしい事です。こうした被害は、すぐには現われるもの

ではありませんから、気づいた時には、取り返しのつかないことになりかねません。一部の

人のレジャーのために住民が犠牲になったり、健康のためにするスポーツが、人体を汚染したのではたまったものではありません。

せん。町として、この問題にどのような対応を考えていますか。

柿岡 大枝ハナ（59歳）

【おこたえ】

町は、町民の皆さんが恵まれた環境の中で、健康的かつ文化的な生活ができるよう、公害を防ぐとともに、地域開発による新たな環境問題が発生しない快適な地域環境づくり心がけ、対策を進めております。特に、ご指摘のゴルフ場立地にあたっては、化学肥料、農薬等の散布による水質汚染と環境汚染が心配されます。

現在は影響を受けていないと思われませんが、今後においては、行政による指導監視体制を確立していかねばなりません。

このような状況のもと、ゴルフ場開設の承認権を持つ県におきましては、このたび、県民の健康保護及び生活環境の保全を目的に、ゴルフ場における芝及び樹木等の病虫害防除に用いられる農薬の安全かつ適正な使用を図るために、

必要な事項を定めた「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」を、平成元年四月一日から施行いたしました。

この要綱の内容（省略）は、事業者に対しかなり厳しい義務を負わせており、県としても農業汚染

対策には厳正に取り組むことになりました。それと同時に、県はゴルフ場からの排水についても、元年度から水質調査を始め

ております。また、要綱では、知事が必要に応じ、市町村長に対して農業に関する資料を提供するなど、市町村との連携規定がありますので、当町といたしましても県と積極的に情報交換を進め、ゴルフ場の水質汚染防止のために、農業使用の指導と指導要綱による規制が円滑に行われるよう努力してまいります。

なお、今後とも地域開発につきましては、環境アセスメント（地域開発などが行われる場合、周辺の自然環境がどのような影響を受けるかを、事前に測定評価すること）調査等を踏まえ、環境悪化を招かないよう配慮しながら進める必要があると考えております。

*

町づくりに対するご意見、ご要望等がありましたら、「町長へのたより」を利用し、広報課までお寄せください。

「町長へのたより」カードは、役場及び出張所の窓口、地区公民館等に備え付けてあります。

せみ・セミ・蟬

やさとはセミのコンサート会場

社教のひろば

とが良くわかります。

本州に生息するセミは全部で十四種、そのうち八郷には十二種が生息しており、町指定の天然記念物で、県内では笠間と八郷にしか生息が確認されていないヒメハルゼミの生息地もあります。昭和八年ごろまでは上曽地区にもいましたが自然破壊のため全滅、現在では、菖蒲沢・辻地区の山ぎわと小山田地区の山ぎわの二カ所に生息が確認されるだけです。

八郷はセミの宝庫、今月号ではこの八郷にすむセミたちを紹介いたします。小中学生の皆さん、夏休



みに観察してみたいかがですか。

エゾハルゼミ 一番早く四月ごろから鳴き出します。加波山、筑波山、足尾山などの山頂近くにおり、六月ごろまで鳴きます。寒地系のセミで日光セミとも言います。

ハルゼミ 五月になりジージーと間をおいて鳴きます。松枯れのないうころは、町内どこにもいて松ゼミといっていました。柴内、菖蒲沢、湯袋などでまだ見られます。

ヒメハルゼミ 先にも紹介しましたが珍しい種類です。集団で声をそろえて鳴くので、町では大ゼミとも言われていますが、実際は小型のセミで豊作の年ほどよく鳴くと言われます。しい、かしの森がないと生きられず「日本人の住む最高の環境がこのセミのいる所だ」と言われており、住みよい八郷を代表するセミです。

ニイニゼミ 梅雨近くに鳴き出し、町では小ゼミとも言います。ヒグラシ 梅雨になり山ゆりが咲くころ出てきます。町ではカナカナとも呼んでおり、朝夕の涼しさに鳴くヒグラシは風情があり、外国人にも知られ町内全域にいます。

アブラゼミ 暑さにうだる七、八月、暑さをかき立てるように鳴くアブラゼミは誰でも知っています。クマゼミ やはり七、八月にシャワシャワとやかましく鳴きます。大型で黒っぽいセミで、八郷では珍しく数年おきにしか見られませんが、八郷で生まれるのか南風に乘って遠くから来るのかまだわかっていません。関西で多いセミです。ミンミンゼミ 盆のころになるとやかましく鳴きだします。残暑の続く年ほどよく鳴き、そういう年は豊作のことも多いことから神様ゼミなどと呼び、昔は捕まえてたりしなかつたということです。

アカエゾゼミ・エゾゼミ 七、八月筑波山や上曽峠などで見られます。アカエゾゼミは体が少し赤っぽく木に止まる姿が変わっています。山の高い所だけにすむ北方のセミです。

ツクツクボウシ 「ツクツクボウシ、アマイヨーアマイヨー」と鳴き早生柿が甘くなったと知らせるのだと言われています。

チツチゼミ このセミも数は少なくなっています。小型で黒っぽくウンコゼミなどと呼ばれています。セミは一生の大部分を土の中で過ごし、地上に出ているのはほんのわずかな日数です。私たちは、この豊かな自然を守り、いつまでセミたちのコーラスに耳を傾けていきたいものです。

同和問題解決のために (8)

心理的差別と実態的差別

まず、「心理的差別」とは、人々の観念や意識の中に深くひそんでいる差別で、それがことばや文字、あるいは行動によって表面にあらわれる差別のことをいいます。

例えば、ある個人が悪いことをした場合、それが同和地区住民である場合は「やつぱりあそこの人たちは」と、その個人を批判することはもとより、地域全体をさげすんで見るような傾向があるのではないのでしょうか。このように同和地区は常に悪いものなのだという何の根拠もない考えを前提にして、地区の人々との交際を拒んだり、結婚をさげたり、また、いかに優秀な人であっても素直に称賛しようとしないう態度などは、その裏に差別意識が生き続けていることの結果です。これを「心理的差別」といいます。

次に、「実態的差別」ですが、これは同和地区住民の生活実態の中に現われている差別のことをいいます。最近では、同和地区をとりま

く生活条件は、同和対策事業の進展に伴い、だいぶ改善されてきてはいますが、いまだ低位の状態にあるものも少なくありません。例えば、一般地区に比べて悪い生活環境、高い生活保護率、低位にある教育文化水準など、同和地区の特徴として指摘される諸現象そのものをいいます。このような生活実態を、ただ表面的にとらえ「あんな状態だから差別されるのだ」というのは正しい見方ではありません。これは、いずれも同和地区住民が好んでそうしているわけではなく、江戸時代の厳しい身分制度による差別と、その後に残された因習や偏見にもとづくものであるといえます。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち、作用し合っています。つまり、心理的差別が実態的差別をつくり、半面で実態的差別が心理的差別を助長するという悪循環をくりかえし、差別を再生産しているわけです。これらの悪循環を断ち切り、物心両面にわたる差別を解消するため、同和対策事業の推進と、啓発活動の充実が叫ばれているわけです。

(県同和教育資料から)

スポーツ ニュース

中学校総合体育大会

町中学校総合体育大会が五月二十三日、総合運動公園および各学校を会場に行われました。

結果は次のとおりです。

〔団体の部〕

野球▽優勝南中▽準優勝園部中
バレーボール▽優勝南中▽準優勝園部中
バスケット男子▽優勝南中▽準優勝柿岡中
同女子▽優勝南中▽準優勝柿岡中
テニス男子▽優勝南中▽準優勝有明中
同女子▽優勝南中▽準優勝



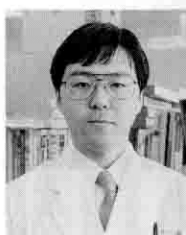
有明中 卓球▽優勝南中▽準優勝有明中
剣道男子▽優勝園部中▽準優勝南中
同女子▽優勝園部中▽準優勝柿岡中
柔道▽優勝有明中▽準優勝園部中

〔個人の部〕

テニス男子①坂本・羽鳥組(有)②君山・細谷組(南)③久保田・富田組(有)
額賀・市塚組(柿) 同女子①木村・広瀬組(南)②桜井・高橋組(南)③海野・吉田組(有)
古川・鈴木組(園) 卓球①原田典子(南) 関昌江(南)③安達千実(南)
渡辺和代(南) 剣道男子①桜井武人(有)②中島瑞浩(柿)③長谷川淳一(柿)
木崎憲一(南) 同女子①大槻道子(園)②真原美紀(園)③大和田章衣(柿)
安達和世(園) 柔道重量①田中浩二(柿)②野村正広(柿)③真家理(有)
川崎博行(園) 同中量①柘植誠(有)②奥信彦(園)③石井克彦(園)
長谷川豊和(園) 同軽量①大久保文明(園)②菊地昌彦(園)③真家友和(園)
真家宗弥(園)

子供の急な発熱には

お答え 石岡市医師会病院
小児科 伊本夏樹医師



子供が夜など急に熱を出します。こんなときはどうしたらよいのでしょうか。(目岡 丁子)

子供が夜、高い熱を出して、慌てて医者を探し回った。こんな経験をされた方も多いかと思

います。重大な病気ではないか、熱で頭がおかしくならないかと、

お子さんを心配する親さんの気持ちはよくわかります。しかし、夜、慌てて医者を探す前に、家庭で出来る処置が実はたくさんあるのです。

(1)子供の状態をよく見る 子供の体は正直です。元気があれば、ま

ず心配いりません。(2)薄着にして体を冷やす お年を

召した方に多いのですが、汗をかかせて治そうと、厚着にしているのをよくみます。しかし、これは子供にとっては拷問であり、危険です。悪寒があれば軽く掛け物をしてください。そして通常の氷枕のほかに、小さな氷枕をいくつかわり、首筋、わきの下、足のつけ根を冷やしてください。

(3)十分に水分を摂らせる 子供は脱水しやすく、脱水は生命を危険にさらします。逆に水分が十分摂取できれば、高い熱があってもあまり心配ありません。水分が足り

ているかどうかは、尿量が簡単で良い指標になります。オムツがほとんど濡れなかったり、オシッコの回数が極端に減ったりしたら危険信号です。そうならないようこまめに水分を補給してください。スポーツ飲料でも、ジュースでも子供の好きなものでかまいません。(4)解熱剤を使う 以上の処置をし

●専門医にきく



ても三十八度五分を越えているのであれば解熱剤を使つて一時的に熱をさげてください。意識がない、ひきつけた、水も飲めないほどぐったりしている等、特別に異常な症状がなければ、以上の対処で一晩ようすを見て、翌日、落ち着いて医師の診察を受けてください。



わが家の
アイドル
アイドル



倉持俊也ちゃん(根小屋)

父 一美さん 母 節子さん

平成元年3月19日生まれ(長男)

♥家族からの一言

車が大好きな男の子です。車を見ると大喜びではいしゃいいます。明るく元気な子に育ってほしいと思います。

■係では「わが家のアイドル」を募集しています。掲載をご希望の方は広報課までご連絡ください。



みんなの広場 皆さんが作るページです。あなたの作品をお寄せください。

図画・イラストコーナー



真家 宮 美沙 (13)



大塚 市村亜矢子 (13)



吉生 駒場香央里 (6)



片野 横尾考迫 (13)

私も
ひとこと

私

は、結婚して八郷に住み始めて七年目になります。こ

ちらに来て、環境問題を切実に考えるようになりました。というのは、私の家の近くの川に流れ込む家庭排水のひどさを見てからです。役場に問い合わせたところ、家庭用浄化槽を勧めてはいるが、ほとんどの排水はたれ流しの状態だそうです。

私たちが汚した水は、霞ヶ浦にそそいで、ひいては私たちの飲み水となります。お願いです。下水道処理施設を造ってください。きつとこのままだと取り返しのつかないことになると思います。私たちの子供を守るためにも必要です。私は、食べ残した後の食器は紙でふき、飲み残しのみそ汁などはなるべく土にまき、粉せっけんを使って洗濯をしたりと努力はしています。でも他人に強制はできません。早急に施設の建設をお願いします。下水道料を払ってもやる

習字コーナー

評 玄潮会 森 浩 亭

柿岡小三年 長谷川悠

柿岡小五年 森 玲香



大きくかまえ、堂々と書けています。

明るい線で、品よく整っています。

べきだと思っています。

八郷町を愛する一住民

私

の家にタマという雄猫がおりました。五年前の秋、親子で家に来て、親猫は子猫を置いて消えてしまいました。飼うつもりはなかったのですが、子猫の方からなついてしまい、家で飼うことになりました。

このように捨て猫や捨て犬を飼っている家を何軒か知っています。タマは、先日、ヨタヨタと家を出て行き、帰らぬ猫となりました。いま、大きなおなかをした野良猫か、飼い猫か知りませんが、家の周りでウロウロしており、私は「コラッ、この辺に子猫を連れてきて

はいけないヨ」と言っでは、ニラメッコをしています。

どうか子猫や子犬を捨てないようお願いします。

八

郷は歴史の古い町、資料歴史館が欲しいです。

大増 岩田妙子 (38)

* * *

■係では、皆さんからののお便りをお待ちしています。日ごろ思っていること、感じていること、あなたの周りで起った楽しいこと、頭にくること、感激したこと……。なんでも結構です。皆さんからのお便りがないとこの欄は作れないんです。

(広報係)

フラワーパークの
テレホンカードが当たるよ

広報クイズ 27

3つの答えの中から正解を選び
ハガキに書いて送ってください。

①町の天然記念物に指定されてい
るのは何ゼミの生息地？

(A) アブラゼミ (B) ヒグラシ
(C) ヒメハルゼミ

②別名シャラノキとも呼ばれ6～
7月に白い花を咲かせる花は？

(A) 夏ツバキ (B) 春ツバキ
(C) 寒ツバキ

③6月1日現在の町の人口は？

(A) 19,589人 (B) 29,589人
(C) 39,589人

〔応募の方法〕

☆ハガキに広報クイズ27と書き、
答えの記号(例1-A)、住所、氏名、
年齢、世帯主と「私もひとこと」
への意見や広報の感想などを書い
て送ってください。イラストやマ
ンガも大歓迎。

☆全問正解者の中から抽選で10名
にフラワーパークのテレホンカー
ドをプレゼントします。

☆締切日 平成2年7月15日

☆当選者の発表 本紙8月号

〔広報クイズ25の当選者発表〕

正解は1-B、2-A、3-Cでした。
応募39通、正解38通の中から次の
10名の方が当選しました。

足立玲子(上曽) 雨貝淳子(柴内)
小林恵利子(北町) 渡辺百合子(真
家) 菅原美雪(柿岡) 永瀬沙智子
(柿岡) 岩田泉(大増) 山崎けい
子(瓦谷) 玉造礼子(真家) 鈴木
国保(山崎) 一敬称略



小屋 野村 聡 (12)



山崎 鈴木なほこ (5)



猪内 路川重美 (16)

●やさと文芸

短 歌

吉田 次郎 選

若葉風かおる暇に足とめて老の田打ちにしばし見はれる

東成井 小池 亀太郎

摘み頃に新芽やわらに伸び立ちて新茶の香る頃となりたり

東成井 小島 せん

青柳の静かなる里にダンブカーが都会の垢を朝夕運ぶ

青田 関 好雪

俳 句

綿 引 鼓 峰 選

たんぼの絮をとばして風去りね

東山崎 小松 みき

ひるがえる真鯉鯉や遠職

大塚 友部 ゆき江

俚 謡

大木 嶺 月 選

いつも家風に根強く耐えた昔話は理に叶ふ

下林 大山 恒 徳

五月連休都の客にせめてもてなす木の芽和え

大塚 友部 ゆき江

田舎なりやこそ根強い絆向う二軒隣り

下林 鈴木 弦 月

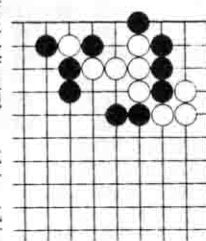
Ⅱ 有段を目指して Ⅱ

詰碁出題 九段 武宮正樹

白先勝・7手まで

ヒントⅡコウに注意して一手勝に
する

5分で初段、3分で3段。



詰将棋出題 八段 比村昌男

ヒントⅡ玉が3節から逃げてゆく、
その対策はありますか？

10分で3級、4分で初段。



●まちの話題・できごと

身近な出来事や地元の話をおよせください
(連絡先・広報課 内線二一六)

読書会が文学散歩

五月二十八日、夏をおもわせるような陽さしの中、八郷町読書会連合会(富田恵子会長)では、郷土の生んだ文学者、芸術家の生家や資料館などを訪ねる文学散歩を行いました。

当日は、講師に太田在住の詩人 碓舎子(本名小林志津江)先生を招いて、長塚節資料館、横瀬夜雨

記念館、板谷波山記念館などを見学、碓舎先生の話に皆さん熱心に耳を傾けていました。

現在、町読書会連合会には、こもれば読書会、みちくさ読書会、藤壺読書会などの皆さん約三十名が加入しており、この文学散歩も会員の皆さんの楽しみにしている行事の一つとなっています。

おじいちゃんも熱が入りました

春季町民クローケー大会が五月十六日、総合運動公園芝生広場で行われました。

当日は、七十チームが参加、試合は六ブロックに別れ、トーナメント方式で争われ、熱戦が繰り広げられました。各ブロックの成績は次のとおりです。

Aブロック 優勝 瓦会第二横田
準優勝 園部D

Fブロック 優勝 下林1
準優勝 園部第四中島

Eブロック 優勝 下林2
準優勝 瓦会宇治会

Dブロック 優勝 瓦会第五広瀬
準優勝 小桜第三の3

Cブロック 優勝 小桜半田1
準優勝 小桜五の1

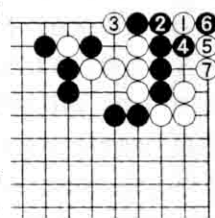
Bブロック 優勝 瓦会第一稲田
準優勝 瓦会第三野村

優勝 小桜五の1

ありがとうございます

- 芦穂保育所へ鉢植えカーネーション八十鉢 上増 底しずえ
- 小幡保育所へ折紙整理棚一基、指人形セット二組、手品セット二組、折紙 平成元年度卒園児父兄一同
- 瓦会小学校へ応接セット購入費の一部として五万円 宇治会 平岡孝雄
- 同小学校へポータブルチェア四十脚 宇治会 永瀬昭雄
- 同小学校へバトンガール用スカート五着 瓦谷 山本時男
- 同小学校へ雑布

有段を目指して 解答



詰碁正解 白1のオキが急所、黒2のとき、白3とオサエ以下白7までコウのように見えるが無条件勝。

詰将棋正解 3三香成、同桂、4五角、同竜、2二竜、3四玉、2四竜まで7手詰め。〈解説〉素材に3二竜では1三玉、3五角、2四合駒で詰まず。3三香成、同桂、1二角、1三玉、3三竜、1二玉、2四桂としても同竜で詰まず。3手目に4五角が必殺打です。4五同竜も同桂も同じ手順の詰みです。



ふれあいコンサートに盛んな拍手

町の音楽愛好家たちが、五月二十日、茨城交響楽団とともに「ふれあいコンサート」を開催、会場となった中央公民館は約八百名の聴衆で、満席となりました。

これは、NHK労働組合が町の音楽愛好家とともに企画したもので、第一部では、町内の各中学校

の吹奏楽部の代表と茨城交響楽団の合同演奏やコーラスグループ「いずみ会」と「コール有明」の皆さんの発表がありました。

引き続き行われた第二部では、茨城交響楽団の特別演奏会があり、生演奏の迫力に観客席からは盛んな拍手が贈られていました。

うまい米ができるぞ！

東成井小学校では、五月十二日、四年生以上の子供たち約百二十名が田植えの体験学習を行いました。子供たちの中には、田植えは初めてという子もあり、最初はおっかなビックリ、そんな子供たちもじきに慣れ、目印に張られたロープ

に沿って苗を植えて行きました。この水田は、同小学校PTA副会長の大槻謙二さんに提供していただいたもので、このほか、さつまいもやとうもろこしなども栽培しており、子供たちは秋の収穫祭を今から楽しみにしています。

紙芝居で交通安全

小幡保育所では、子供たちを交通事故から守ろうと、五月二十三日「交通安全教室」を開きました。教室は、石岡警察署交通課の職員を招いて、小さな子供たちにもよく理解できるよう、紙芝居や腹

話術の人形などを使って行われました。同保育所では、毎年、新入園児たちが通い馴れてくる五月に教室を開き、子供たちの安全を図っています。

職員の異動

建設課高野喜市郎が六月一日付で係長に昇格。同時に茨城県土地開発公社へ派遣となりました。なお、高野係長は町役場に駐在し、国道三五五号線バイパスの用地買収にあたります。

百枚 宇治会 広瀬てい
三十枚 野田 島田さき子

春の叙勲

込山さんが勲七等瑞宝章



平成二年春の叙勲が五月二十八日に発表があり、当町から大字小幡の込山かくさん（70歳）が勲七等瑞宝章を受章しました。

込山さんは、昭和十九年から昭和五十六年までの三十七年間にわたり、総理府技官（看護婦）として宮内庁病院に勤務、長年の医療活動が認められてこのほどの叙勲となりました。

人情味があつていいところ

弓弦 松崎陽子さん

問 八郷町へはいつ転入されたのですか。また、ご出身は。

答 昭和六十二年の三月に、北海道からです。

問 ご主人との出会いは。

答 前に、青年海外協力隊で私は中南米で、主人はアフリカで二年間働いてきました。帰って来てから知り合いになり、結婚しました。

問 現地では、どんな仕事を。

答 ホンジュラスという国で、育児や栄養指導などの医療業務に当たっていました。

問 現地での生活は。

答 任地へ一人で赴き、言葉(スペイン語)も分からず苦労していました。技術や経済面では、遅れていますが、ラテン的

で、気質がすごく明るく、情緒があつて、精神的な文化が感じられます。もともと長く住みたい

くらいの気持ちでした。

問 この町と、北海道の生活の違いは。

答 生活の風習が守られていて、趣があります。北海道は、歴史が浅いですから。

雪かきなんかは必要ありませんが、これからの梅雨時期はやはり憂うつになります。

安全な食料品の供給を

問 八郷町の印象は。

答 山々に囲まれ、童話にでも出てくる里という感じで、安心して生活ができます。周りの方々も、人情味があつて、すこ

しいところです。

問 作物はどんなものを作っていますか。

答 有機栽培で、水稲のほか、キュウリやイチゴなど、三十種類くらいの野菜を作り、産地直送や東都生協に出荷しています。



問 楽しみとか、抱負は。

答 身近かに、四季折々の変化を見るのが楽しみです。これからは安心して食べられる作物を、たくさん作っていきたいです。将来は、主人といろいろな所を、ゆつくり旅行してみたい。

問 町への要望は。

答 こういう自然と心が休まるような、すてきな環境をいつまでも守って欲しいですね。それから、公立の医療機関が町にあれば安心ですが。

問 この町の総合評価は。

答 満足しています。九〇点。

*

〔紹介〕思いやりのあるご主人に支えられ、頑張っています。

園芸教室

夏ツバキ

茨城県フラワーパーク

木村 照夫



夏、ツバキに似た花が咲くところから、この名がつけられました。別名シヤラノキとも呼ばれています。日本の山地に自生する落葉高木で、六〜七月に花径五〜七cmの美しい白い花を咲かせます。毎年樹皮がはがれ、赤みをおびた褐色のすべすべした樹肌になります。

ナツツバキは、ツバキ科のナツツバキ属の植物です。日本にはナツツバキのほか、ヒメシヤラ、コサンシヤラの三種が自生しています。大きなものでは、十五m以上に達し、幹の直径も五〜十cm以上のものが見られます。自然樹形が美しく、庭木として植えてもほとんど手をかけずにすみ、病気や害虫の被害も少ない木です。花芽は四月上旬、新芽の伸長にともない作られます。基部から二節目のわき芽に多く分化します。

植え付け場所は、肥よくでや水分のある土壌が理想的ですが、一般の庭木が育つところであれば、特に問題はありません。

肥料は、三月上旬生育を始める前に一回、化成肥料か有機質肥料を、株の周囲を浅く掘って施します。高さ二〜三mのもので二〇〇g程度でよいでしょう。

植え付け、植え替えは、十一月〜三月が適期で、小さな苗木を植える場合や寒冷地では、敷きわらをしてやるとういでしょう。

ときめき

ティータイム



岡崎紗織(20)さん

趣味は、書道にテニス。理想の男性は、やさしくて面白い人。とても気立ての良いお嬢さん。川又。

